

学校いじめ防止基本方針

田尻町立中学校
令和6年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「お互いを思いやり、協力し自他ともに高めようとする生徒」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」(生徒指導委員会)

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、養護教諭、支援コーディネーター、学年主任、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

田尻町立中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
	中学校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学級活動（集団づくり）	学級活動（集団づくり）	入学式等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	学級活動（集団づくり）			
	家庭訪問（家庭での様子の把握）	家庭訪問（家庭での様子の把握）	家庭訪問（家庭での様子の把握）	
5月	宿泊学習	人権学習		
	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	アンケートの回収
	教育相談（生徒の状況把握）	教育相談（生徒の状況把握）	教育相談（生徒の状況把握）	個人相談週間
	いじめ防止学習	いじめ防止学習	いじめ防止学習	
6月	Hyper-QUの実施	Hyper-QUの実施	修学旅行 Hyper-QUの実施	第2回委員会（進捗確認）
7月	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	各学年でQUの結果検討会議
8月	生徒の生活状況の確認	生徒の生活状況の確認	生徒の生活状況の確認	

9月				
10月	体育大会	体育大会	体育大会	体育大会を通して集団づくり
11月	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	学校生活アンケート（いじめについて）実施	アンケートの回収
	教育相談（生徒の状況把握）	教育相談（生徒の状況把握）	教育相談（生徒の状況把握）	教育相談週間
12月	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクールでの集団づくり
	Hyper-QU の実施	Hyper-QU の実施	Hyper-QU の実施	
1月	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
				各学年で QU の結果検討会議
2月	進路学習	進路学習	進路学習	
3月	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	懇談会（家庭での様子の把握）	第4回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

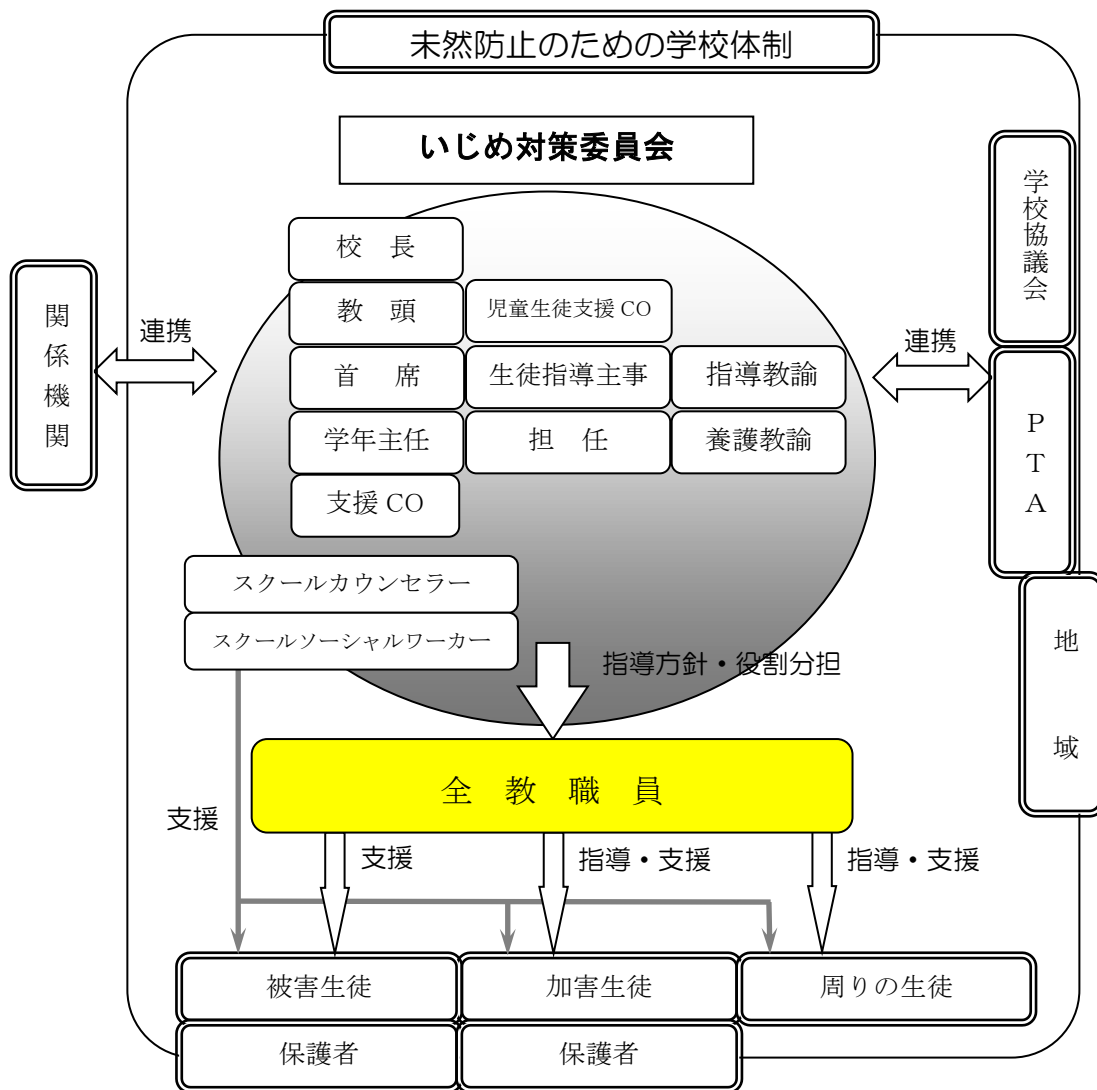
いじめ対策委員会は、（各学期の終わりに、など）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して生徒指導（いじめ）に関する職員会議や校内研修等を行う。

それにより教職員は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識を持って日頃の教育活動にあたる。

生徒に対しては、全校集会や学級活動など学校教育活動全般を通して「いじめは絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、本校では班活動での言語活動を充実させることに重点を置いた取り

組みを行う。

わかる授業づくり推進の為に授業公開ウィークを実施し、他校種（保・幼・小）の教員とお互いの授業を見学し合い、意見交換をおこなうことにより、授業改善に努める。

また、インターネットやメール等でのいじめやトラブルを防ぐ為にもインターネットや携帯電話の適切な使い方について指導を行う。

- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、どの生徒に対しても学校生活がより良いものになるよう、以下の取り組みを行う。

分かりやすい授業づくりを進めるために、生徒がより主体的・対話的で深い学びとなるための校内研修を行い、研究授業を実施する。

教員がどのように指示を出せば生徒に伝わりやすいのか、発言を聴く人が正確に意味をとらえるためには、教員や生徒が発言する場合、どのように伝えればよいのかということを考え、授業を行う。

引き続き、授業の中で言語活動の充実を図り、規律のある分かりやすい授業やコミュニケーション能力の向上にむけての取り組みを進めていく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、日頃の生徒観察や学校生活アンケート（いじめについて）、個人相談の結果や連絡帳でのコミュニケーションを参考にし、生徒に対して学校生活の中で様々な働きかけを行う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、生徒指導（いじめ）についての校内研修等を行い、日頃から教職員間で意見交換を行う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、道徳の授業での「自分の良さを知る」等の取り組みから、1人1人がかけがえのない大切な存在であることを実感させる。

また、様々な行事を通して、生徒個々の特徴に合わせた役割を担わせ、自己有用感や自己肯定感を育てていく。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会を中心として「いじめ」をなくす為の活動を行い、全校集会等を通して生徒へ啓発を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れて

いるいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学校生活アンケート（いじめについて）を年2回実施する。

定期的な教育相談としては、学校生活アンケート（いじめについて）の実施後に全生徒に対して個別に担任が年2回実施する。

連絡帳を介して、学校生活での悩みや不安等を担任に伝える、コミュニケーション手段として活用する。

日常の観察として、生徒や集団の些細な変化にも気づくことができるように、全教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識の元に行い、その情報を教職員で共有し対応できるようにする。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭訪問や懇談会などで日頃の学校や家庭での生徒の置かれている環境や状態を情報共有し、些細な変化にも気付くことができるようにする。

また、携帯電話のトラブルの危険性について保護者に対して注意喚起を行う。生徒に対しては、情報リテラシーや情報モラル教育を行う。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任や学年の教員だけでなく、スクールカウンセラーのカウンセリングや保健室での相談も行う。生徒に関しては毎日提出する連絡帳を活用する。また、外部の電話相談等に関しても活用する。

- (4) 全校集会、学年集会、学活やプリント配布等により、相談体制を広く周知する。学期末のいじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人が特定されないように配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止のために大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪す

る気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行うことを基本とする。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校に

おける人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

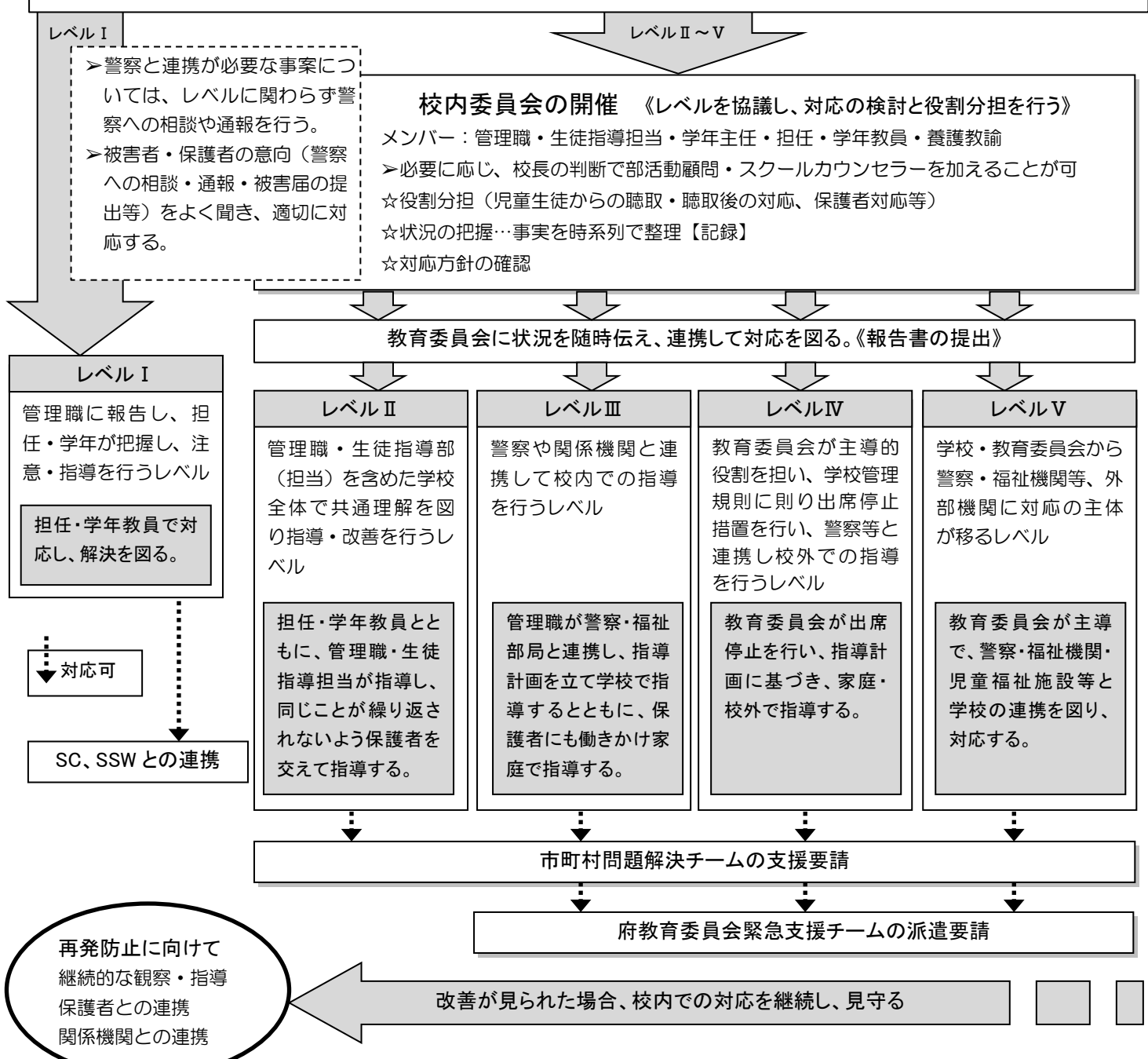
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合

学校は、事実を確認した上で、いじめの行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、学校だけで抱え込むことなく、事案により警察等関係機関に相談します。被害の子どもや保護者が被害届を提出した際には、学校は、全教職員による見守り体制を整え、被害の子どもの心身の安心と安全を確保します。

また、子どもの生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、学校は直ちに警察に通報して対応します。警察等関係機関との連携にあたっては、学校の対応状況や関係者から聞き取った内容を整理しておくことが大切です。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

暴行 (刑法第208条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例 プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。
恐喝 (刑法第249条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例 因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害 (刑法第204条)	人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例 顔面を殴打し鼻骨骨折等のケガを負わせた。
強要 (刑法第223条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例 コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗 (刑法第235条)	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例 カバン等の所持品を盗んだ。
器物損壊等 (刑法第261条)	前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例 携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ (刑法第176条)	13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例 無理矢理に服を脱がせて裸にした。